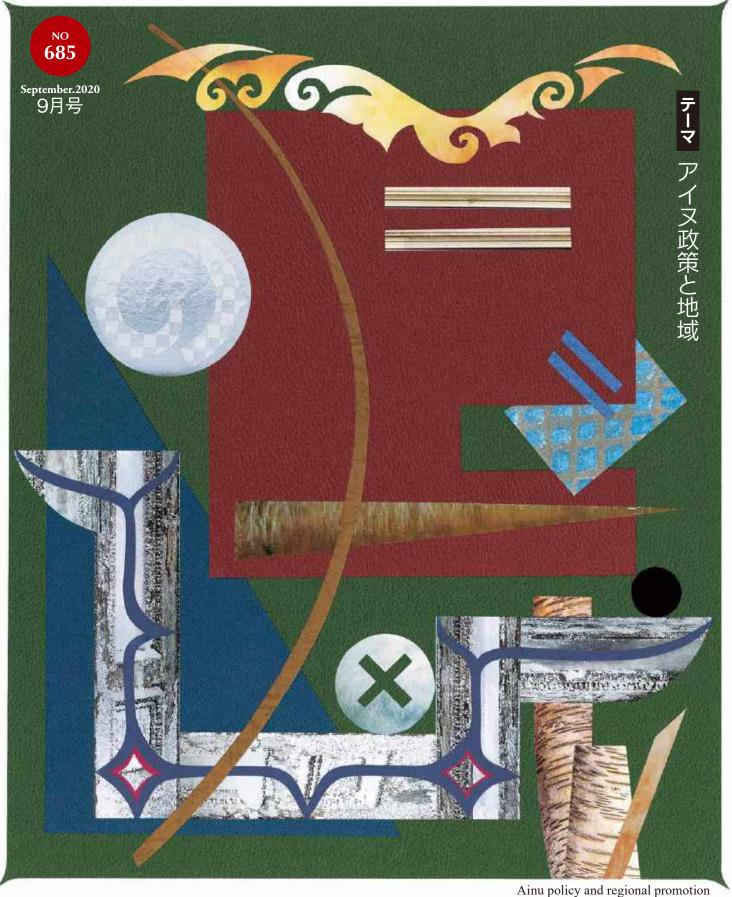
開発こうほう/地域経済レポート特集号 Hokkaido Development Association 21世紀、もっと輝く北海道へ



●地域経済レポート特集号/REGIONAL ECONOMIC REPORT

マルシェノルド







三苫 麻由子 Mayuko Mitoma

表紙の切り絵作家

東京都出身。武蔵野美術短大卒業後、広告代理店勤務などを経てフリーに。1994年札幌へ。みとままゆこのペンネームで、水彩、ベン、墨絵、切り絵など、さまざまなタッチでジャンルにこだわらず活躍中。本誌の表紙は、本号テーマ・イメージによるオリジナル作品。

アイヌ政策と地域

戦後、北海道ではアイヌの人たちの生活向上に向けた施策やアイヌ文化の振興等に関する施策が進められてきました。21世紀になり、2007年の国連総会における「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択の動きなどを契機に、世界的にも先住民族への関心が高まってきました。その中で、アイヌ政策についても新たな施策に向けての検討が進められ、2019年にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けた新たな法律が成立しました。独自の交付金制度を活用した地域振興、産業振興、観光振興等への取り組みが始まり、2020年7月12日には、アイヌの歴史や文化を発信するナショナルセンター「ウポポイ(民族共生象徴空間)」も開業しました。

ここではウポポイ開業を契機に、これまでのアイヌ政策の動きを追いながら、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される共生社会の実現に向けた地域政策について考えていきます。

Contents

巻頭エッセイ	
ウポポイ案内人	1
マルシェノルド編集主幹 小磯修二	
インタビュー	
アイヌ政策とウポポイ	2
クローズアップ	
ウポポイを楽しもう! ~内覧会体験レポート~	8
レポート	
アイヌ政策の系譜とアイヌ施策推進法	13
地域事例	
アイヌ文化の発信と地域経済の活性化	
~ともに進める釧路市阿寒湖温泉地区のまちづくり~	21
お知らせ	
ウポポイ (民族共生象徴空間) 当面の入場に関するお知らせ …	28
『地方創生を超えて』販売のお知らせ	30
お知らせ	31

∞ 巻頭エッセイ ∞

ウポポイ案内人

マルシェノルド編集主幹 小磯 修二

7月12日、白老町にウポポイ(民族共生象徴空間)が開業した。私は前日の開業記 念式典に参加した。コロナの影響で限られた人数であったが、ポロト湖畔の澄み切っ た青空の下での心に残る式典だった。主催者として挨拶した菅義偉官房長官は、今後 政府としても全力でアイヌの皆様に寄り添った政策の推進に努めていくと力強く語 り、また北海道アイヌ協会の加藤忠前理事長は「北の大地に登場した新しいアイヌ施 策推進の扇の要であるウポポイが必ずや人類の和合、共生の精神に寄与するナショナ ルセンターとなることを確信する」と感無量の思いで語った。アイヌ文化を世界へ発 信する拠点の式典に臨みながら、私は30年前を懐かしく思い出していた。

私は、1990年代初めに北海道開発局室蘭開発建設部に勤務していたことがある。そ のときに白老町役場の人たちとの交流が始まった。きっかけは、私が長く総合計画の 仕事に携わっていたことから、役場の若手職員が白老町の総合計画の相談にきたこと であった。それまでは東京勤務が長かったので、地域との交流は私にとっても願って いたものだった。当時白老町は、「元気まちしらおい」のスローガンで新しい自治体 政策に挑戦していた時期で、私も役場の若手職員と一緒にまちづくり議論に参加し た。民間のCI(コーポレイト・アイデンティティ)戦略を自治体政策に取り入れると いう先駆的な取り組みなどを進めており、私にとっては、地方の現場で地域政策に触 れる貴重な経験であった。その翌年に東京に戻ったが、白老町との縁はその後も続 き、東京在住者を中心に、ノーザンライツという白老町のまちづくり応援団をつく り、官庁職員、ジャーナリストや大学研究者、さらに外国人も加わって、その後しば らく東京や白老で交流の機会を持っていた。

記念式典が終わった後に内覧会があり、私は国立アイヌ民族博物館を訪れた。洗練 された多様なアイヌ文化の展示に時間を忘れていたが、そこで思いがけず30年前に交 流していた元白老町職員の坂東雄志さんと偶然に出会った。彼は博物館のガイドをし ていた。もともと長く白老町で計画業務に携わっており、初めて私を訪れてくれたメ ンバーの一人であった。ウポポイ実現の基盤には、当初から白老町が総合計画のなか で国際的な民族文化の交流拠点を位置づけ、その後広域的な地域計画でもしっかり位 置づけていった経緯がある。彼は計画に長く携わり、中核イオルが白老町に選定され た際にも関わっていた。その誇りを大切に、退職後は「ウポポイ案内人」として、ウ ポポイを訪れる人々へアイヌ文化の多彩な魅力を伝えていくという。

プランナーの醍醐味の一つは、長い時間をかけながら計画の施策、事業が形を持っ て実現したことをその目で確認できたときだ。これまでウポポイ実現に関わった多く の人々がそれぞれの想いでウポポイの開業に拍手を送っていることだろう。

インタビュー

2020年7月12日、「民族共生象徵空間」、愛 称「ウポポイ」が開業しました。

ウポポイは、アイヌの歴史や文化を学び伝え るナショナルセンターで、長い歴史と自然の中 で培われてきたアイヌ文化を伝承するだけでな く、人々が互いに尊重し共生する社会のシンボ ルとなる施設です。

ウポポイ開業前の2019年5月にはアイヌ施 策推進法*1が施行され、新しいアイヌ政策の 実現に向けた取り組みが始まりました。

そこで、今回は(公社)北海道アイヌ協会で、 2004年5月から2020年6月まで理事長を務め た加藤忠氏にお話をお聞きしました。

(インタビュー日: 2020年7月18日)

理事長就任後は、アイヌの団結を第一に

――加藤さんは、2004年に当時の北海道ウタリ 協会*2の理事長に就任されました。どのよう な経緯で理事長に就任されたのでしょうか。

加藤 私は白老町荻野の「敷生コタン」と呼ば れた集落で生まれました。母がアイヌで、母方 の祖父はコタンの長老 (エカシ) でした。小さ なころに毛皮の上着を触って喜んでいたこと を覚えています。

若いころは大昭和製紙株)(現日本製紙株)に

公益社団法人 北海道アイヌ協会 前理事長 Tadashi Kato

加藤 忠氏



勤めていましたが、十数年で退社し、「よいとまけ」で知られる㈱三星のフランチャイズとして洋菓子店を3店経営していました。ちょうどそのころが30歳代後半です。

それから10年ほど後の1988年、当時の協会 理事長だった野村義一さんから頼まれて、ウタ リ生活相談員を務めることになりました。

生活相談員は、アイヌのいろいろな困りごとの相談を受けていました。当時は北海道から支給される子どもの修学資金を生活費に回さざるを得ない家庭もあり、相談の中でも子どもの教育や進学の相談、将来どんな道に導いていくかということはとても重要なことでした。

子どもたちの進学では、できるだけ資金をかけずにいかに技術を身につけるか、手に職を持たせるかということを考えて相談に当たりました。

中でも海外を経験した子どもたちは、大きな変化があります。協会で海外派遣などの機会があると、担当していた家庭にできるだけ参加を勧めました。それまではアイヌであることに引け目を感じていても、広い世界を見ると考え方が変わって帰ってきて、アイヌであることに誇りを感じられるようになってくるのです。

生活相談員は18年ほど務めましたが、少し は皆さんの力になれたのではないかと思ってい ます。

理事長に就任したときも生活相談員をしているときでした。

北海道ウタリ協会の理事長は、3代目の野村義一さんの後、笹村二朗さん、その後に秋田春蔵さんが就任しましたが、協会運営に問題が生じ、協会はかなり混乱していました。その翌年の総会で理事長に就任することになったのですが、周囲からは「火中のクリを拾うようなものだ」と言われました。本当にそのとおりで、理事長を辞めようと決心したときもあります。それでも知事をはじめいろいろな方から連絡がきて、ここで辞任したら罰が当たると思いとど

まりました。

自宅の裏に野生のリンドウの花がたくさん咲いているのですが、リンドウの花言葉は「あなたの悲しみに寄り添う」で、今でもリンドウの花を見ると当時を思い出します。

――大変な時期に理事長に就任されたのですね。当時、一番ご苦労されたことは。

加藤 アイヌを一つにすること、みんなの団結です。支部が50ほどもあるので、みんなそれぞれ意見が違います。それをまとめながら、一方で国民の理解を得なければいけないわけですから、大変でした。ただ、国民の理解を得られないことには、アイヌ政策が前進しないことはわかっていました。

アイヌ政策を前進させるために

一理事長に就任されて、その後2007年に国連総会で先住民族の権利に関する宣言が採択され、翌年6月には国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されるなど、先住民族に向き合う新しい流れが出てきました。

加藤 国連宣言の採択は、それ以前の取り組みの結果でアイヌ政策の後押しとなりました。

1997年にアイヌ文化振興法*3ができましたが、その中でアイヌの伝統的な生活空間、イオルを再生することは、とても重要な取り組みでした。1999年に北海道がイオル再生事業の基本構想をまとめましたが、協会内が混乱していて進んでいませんでした。

そこで、理事長に就任した時に「イオル再生 構想を1日も早く実現できるように全力を尽 くしていきたい」と挨拶したのです。2006年 にようやく白老町でイオル再生事業がスタート し、その後、平取町や札幌市、釧路市などに広

※1 アイヌ施策推進法

「アイヌの人々の誇り が尊重される社会を実 現するための施策の推 進に関する法律」のこ と。アイヌの人々が民 族として誇りをもって 生活することができ、 その誇りが尊重される 社会の実現を目的とし た法律で、政府の基本 方針に基づいて市町村 がアイヌ施策推進地域 計画を作成し内閣総理 大臣の認定を受ける と、計画に記載された 地域・産業・観光振興 等の事業の実施に対し て交付金が交付される など、地域独自にさま ざまなアイヌ施策が展 開できるようになった。

※2 北海道ウタリ協会

2009年に北海道ウタリ協会から北海道アイヌ協会に名称を変更している。2014年には公益社団法人に認定された。

※3 アイヌ文化振興法

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」のこと。1899(明治32)年に制定された北海道旧土人保護法(厚生立・施行された。2019年にアイヌ施策推進法が制定されて廃止となった。

がっていきました。

白老でイオル再生事業がスタートしたことは 大きなきっかけになったと思います。これがま とまらなければ、国も相手にしてくれなかった でしょう。

2008年7月に開催された「北海道洞爺湖サミット」も世界への発信という意味で大きな出来事でした。サミットには世界の首脳や国際機関の代表が集まります。そこで、国際メディアセンターにある北海道情報館を各国の首脳夫人が訪れた時に、案内役の高橋はるみ知事(当時)にアイヌの伝統的な刺しゅうが入ったルウンペという民族衣装を着ていただき、皆さんに着用を呼びかけてもらいました。アイヌの民族衣装を着た首脳夫人の写真や映像が世界に発信され、アイヌ民族が日本の先住民族であることを世界に知っていただく機会になりました。

アイヌ政策を前に進めるためには、国民の理解を得られなければ進まないとわかっていましたが、高橋知事にはいろいろな場面で助けていただきました。道議会議員の皆さんにも認識を高めてもらい、次に国に要望や陳情をあげるために出向くという流れで取り組んでいきました。

――2008年の国会決議の後、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」**⁴が始まりました。加藤さんもメンバーとして参加されましたが、振り返っていかがですか。

加藤 7月12日に「ウポポイ(民族共生象徴空間)」が開業しましたが、あの懇談会からわずか10年ほどでウポポイができたことには、感謝しかありません。

有識者懇談会の提言を具体化するために、その後アイヌ政策推進会議が開催されましたが、2017年5月の会議で菅義偉官房長官は「政策の総合的な検討については、固定観念や先入観を取り払い、アイヌの方々に寄り添った政策とするように、しっかり取り組んでいかなければ

ならない」とおっしゃってくださいました。アイヌに寄り添うという言葉には本当に驚き、「アイヌの代表として、感謝しかありません」とお礼の言葉を伝えました。

ちなみに、最初の有識者懇談会のときは、町村信孝官房長官時代でしたが、実は新ひだか町にあった初代シャクシャイン像の台座に、お父さんの町村金五さんが書いた名前が刻まれていて、その字を写して持っていったことがあります。

いろいろな形で導かれ、今につながってきたように思います。

――2009年に鳩山内閣が誕生し、民主党政権に なりました。

加藤 民主党政権でもアイヌ政策を後押ししてくれました。鳩山さんは胆振地域が地盤です。サケの恵みに感謝する「しらおいチェプ祭り」や新ひだか町で開催される「シャクシャイン法要祭」には都合がつけば顔を出してくれます。最初にナショナルセンターと言ってくれたのも鳩山さんでした。

――アイヌ政策推進会議は、終了した部会を含めると60回以上も開催されています。議事録を拝見すると、加藤さんはいつもていねいに準備して発言されていたように思います。

加藤 アイヌを代表する理事長という立場ですから、言わないわけにはいきません。黙って会議に参加していたのでは、皆さんに顔向けできません。いつも移動する飛行機の中で、今日は何を発言するかを手帳にメモをして会議に臨みました。

生活相談員の経験から、アイヌの切ない思いを誰よりも知っていたがゆえに、その実情をお話ししたつもりです。これまでの協会理事長で、 生活相談員の経験者はいませんでしたから、そ

※4 アイヌ政策のあり 方に関する有識者懇談会

の思いは伝わったのではないかと思います。

――有識者懇談会や推進会議で印象に残ってい る発言や議論などはありますか。

加藤 2019年6月に亡くなられた横田洋三さ んの発言です。かれは、国連人権促進保護小委 員会委員や国連大学学長特別顧問を歴任するな ど国際派ですが、短期間でよくここまでアイヌ の政策が進められたというようなことをおっ しゃっていました。国のアイヌ総合政策室の看 板を見て驚かれる外国人も多いということでし た。そのとおりだと思います。

最近はニュースでアメリカの黒人差別問題が 取り上げられていますが、公民権運動を展開し たキング牧師も暗殺されているなど、世界に目 を向けるといろいろな状況があります。

そういうことを考え合わせると、日本ではア イヌの政策について、スピード感をもって対応 してくれたと感じています。

――海外の先住民族の方々との交流は。

加藤 台湾などに行きました。遠く離れている と景色は美しく見えますが、いざ現地に足を踏 み入れてみると、実はそうでもないという気が しました。実際に行ってみると、生活は決して 楽ではないと感じたところもあります。

そう考えると、日本でアイヌの政策が短期間 でここまで前進したことは評価しています。

----この10年ほどでウポポイが開業し、さら に新しい法整備がなされたことなど、画期的 だったといえるのですね。

特に、アイヌ文化振興法から、さらに一歩 踏み込んだ新しい法律を制定することには、 壁があったのではないでしょうか。

加藤 そうですね。難しいとは思いましたが、 菅官房長官にアイヌは貧困が多いことや進学率 の低さなど、生活相談員の経験をもとに、その



実感を直接お話ししました。

新しい法律には、具体的に進学率を高めると か、生活の向上などという文言はありません が、市町村が「アイヌ施策推進地域計画」をつ くって、観光振興やその他の産業の振興に資す る事業を推進することができると示されていま す。以前の法律はアイヌ文化の振興が中心でし たが、観光やその他の産業ということで地域振 興を含めて総合的に考えていくことができます。

中にはもっと踏み込んだ表現をいう人もいま すが、100年前と同じような考え方をしていて は前進しないと私は思っています。

新しい法律では、高齢者のケアや地域住民と アイヌの交流の場、人材育成や学習の場などを 含めて、いろいろなことが展開できるだろうと 思っています。

一一今回のアイヌ新法では、地方自治体が交付 金財源を有効に使って、自らの創意工夫でいろ いろな提案ができることが一つの特徴です。こ の制度は、それぞれの地域の特色を生かしなが らアイヌ政策が展開できる大事な仕組みだと思 います。

加藤 私もそう思います。その地域にアイヌが いるかどうかは関係ないと思っています。例え ば、漁業をテーマにすると必ずアイヌの歴史が かかわってきますから、いろいろな地域で交付 金を幅広く活用できると思います。そこから、 アイヌと地域の皆さんとのよりよい関係性も生 まれてくるのではないでしょうか。

国が8割を交付し、さらに地方財政措置が あるので、実質上の地元負担は1割です。1 億円の事業も1千万円あれば展開できます。

個人的に大切なことは人材育成だと考えてい ます。今はオンラインなどで離れていても学習 できるシステムがありますから、そういう学習 支援もできるでしょう。まずは将来を担う子ど もたちの教育が第一だと思っているので、いい 活用事例が出てきてほしいと願っています。

ウポポイへの期待

――新型コロナウイルス感染症対策のためにウ ポポイの開業は延期されましたが、7月12日 にようやくオープンしました。私は前日の記念 式典に参加しましたが、加藤さんがご挨拶の途 中で感涙されたのが大変印象に残っています。

加藤 記念式典では、「和合と共生」という言 葉で思いを伝えましたが、いろいろな先輩たち の顔が浮かび、思いが募って予定外の涙が出て しまいました。

また、開業日のオープニングイベントでは「対 話と交流」という言葉を使いましたが、ウポポ イは対話と交流から生まれたと思っています。 アイヌはいつも自然と共生して暮らしてきまし た。その自然との共生の中で寛容の精神が生ま れたと思っています。これは、ウポポイの交流 促進官民応援ネットワーク代表で、北海道経済 同友会顧問などを務めた横内龍三さんもおっ しゃってくれています。

ウポポイに展示してあるものや芸能、文化な ど、対話と交流の中から生まれてきたものを多 くの皆さんに見ていただきたいと思っています。

----ウポポイでは、いろいろなルーツの若い人 たちが、アイヌ文化を洗練された感覚で発信し ていると思いました。

加藤 ウポポイを運営している(公財)アイヌ 民族文化財団*5では、ウポポイ開設に当たっ て新規に人材を採用しましたが、アイヌだから 採用するという制約はなく、広く全国から募集 しています。そのほうがよりよい運営につな がっていくと思っています。

また、古式舞踊などの伝統芸能を披露する職 員10人ほどが福島県のスパリゾートハワイア

※5 (公財)アイヌ民族 文化財団

アイヌ文化振興法に基 づくアイヌ文化の振興 やアイヌの歴史・文化 についての理解を深め るための事業などを全 国規模で実施する組織 として、1997年6月に 設立された財団法人ア イヌ文化振興・研究推 進機構が前身。2013年 に公益財団法人化。 2018年4月に一般財団 法人アイヌ民族博物館 と合併し、名称がアイ ヌ民族文化財団となっ teo

ンズ (旧常磐ハワイアンセンター)を訪問し、 鑑賞する立場になってどうあるべきかを学んで きました。

日本の中にはいろいろな文化がありますが、 特にアイヌでは一つひとつに魂が宿っている と考えられています。若い人たちにはそれを理 解して、もっと成長してもらいたいと期待して います。

例えば、踊り一つをとっても手の使い方など、 すべてに意味があります。そういうことをしっ かり解説することで、より質が高まっていくで しょう。この踊りにはどんな意味があって、ど んなしぐさで、どんな展開になるのか。それら を理解していくことで踊りも、見る人の印象も 変わってくると思っています。

入り口周辺の植物やポロト湖の周辺には不要なものを作らない、体験交流ホールの窓からは湖と山、チセが見えるようになど、いろいろな意見を言ったので、ウポポイの施設にはすべて思い入れがあります。非常に立派な仕上がりで、本当にありがたく、感謝しています。

特に、アイヌの人々の遺骨を集約している慰 霊施設は素晴らしいものです。海抜55mの高 台の絶景の中にありますが、空調管理も日本一 ではないでしょうか。アイヌにとって、草木は 心のゆりかごといいますが、樹木に囲まれた素 晴らしい施設になりました。

――ところで、6月の総会で理事長を退任されましたが、それは以前から決めておられたのですか。

加藤 はい、決めていました。新理事長は新ひだかアイヌ協会長の大川勝さんですが、かれには以前から理事長を受けてほしいと考えていました。正直で真面目な人柄で、かれをおいてほかに理事長を務められる人はいないと思っています。

私自身が前しか見ていない人間なので、新理

事長にも後ろを振り向かず、前に向かって進ん でほしいと思っています。先ほど話題に出た交 付金も、さまざまな施策を推進するために積極 的に活用してほしいですね。

私も長年いろいろとやってきましたが、ようやく肩の荷が下ります。自宅から自転車で30分ほどのところに小さな山を持っていて、そこにカボチャやダイコンなどを植えています。鹿との格闘もありますが、やはり自然との触れ合いはいいもので、そこから元気をもらっています。これからはのんびりと畑作業も楽しもうと思っています。

——お疲れのところ、今日はありがとうござい ました。

聞き手 小磯 修二:マルシェノルド編集主幹。(一社) 地域研究工房代表理事。北海道大学公共政策大学院客員 教授、(公社) 北海道観光振興機構会長。

PROFILE

加藤 忠(かとう ただし)

1939年白老町生まれ。白老高校卒業。大昭和製紙㈱白老工場勤務などを経て、1988年から白老町のウタリ生活相談員を務める。2004年から北海道ウタリ協会(現北海道アイヌ協会)の理事長を務め、2020年6月に退任、常務理事となった。



2020年7月12日(日)、「民族共生象徴空間」、愛称「ウポポイ」が開業しました。皆さんはもう出かけてみましたか?

ウポポイはアイヌの歴史や伝統、文化などを五感で体験できる空間です。そこにはアイヌ文化の奥深さや、ルーツが違う人々が互いに尊重して共生する社会、自然とともに生きることの尊さなど、さまざまな学びがあります。

開業直前の7月9日、報道関係者向けの内覧会が行われ、一足先にウポポイを体験することができました。ここではその内覧会をレポートします。すでに訪問した人はウポポイの魅力の再確認を、まだ出かけていない人は自分なりの見どころを探して、楽しさを倍増させるきっかけにしてみませんか。

迫力ある伝統芸能と映像アニメーション

~体験交流ホール~

入場ゲートを通って、最初に訪れた施設は、アイヌの 伝統芸能などが上演される体験交流ホールです。

「ウポポイは(当初の予定から) 2 カ月半ほど遅れて、ようやく開業することになりました。この間、新型コロナウイルス対策をどのようにしっかり構築するかということで準備してまいりました。ウポポイにはアイヌの文化を伝承していくこと、それから新しいアイヌの文化を創造・発展させていくという大きな目標があります」と、運営本部長で(公財)アイヌ民族文化財団の對馬一修副理事長の挨拶がありました。

ウポポイでは、アイヌ語が公用語として使われています。施設名の掲示も「体験交流ホール」と「ウエカリチセ」のように、日本語とアイヌ語が一緒に併記され、

これは他の施設も同じです。

スタッフは、「ポンレ」と呼ばれるニックネームで呼び合っています。体験交流ホールでは、「割れヒゲ」を意味する「ペンレク」さんと「6つの仮小屋」を意味する「イワンクチャ」さんが司会を務めていましたが、ポンレは外見の特徴やその人のエピソードなどから付けられているそうです。

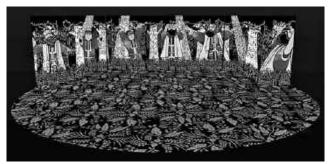
ここで上演される伝統芸能は、道内各地に伝わるアイヌの古式舞踊などをそれぞれの地域で伝承している人から教えてもらったものや、古い映像や音声から復元して完成させたものです。この日は、アイヌの楽器として知られているムックリの演奏のほか、帯広に伝わる「サロルンリムセ」や、白老に伝わる「イオマンテリムセ」な



鶴が羽ばたく様子を演じる「サロルンリムセ」



美しい映像とともに奏でられるムックリ



短編映像「カムイ ユカラ」の「キツネにつかまった日の神」のワンシーン

どが披露されました。サロルンとは鶴のことで、親鶴が 子鶴に羽ばたき方を教えて、一緒に大地から羽ばたいて いく様子を表した踊りです。イオマンテリムセは、動物 の魂をカムイ(神)の世界に送り出す儀式イオマンテや 祝いの席で楽しむために踊るものです。たくさんの歌を つないで展開され、歌に合わせて踊りが変化していく様 子が見どころです。

いずれもバックスクリーンや床に効果的な映像が映し出され、舞台全体を使った洗練された演出に驚かされます。それぞれの動きやしぐさにどんな意味が込められているのかを考えながら見ると、想像も膨らみます。

体験交流ホールでは、短編映像「カムイ ユカラ」も 上映されました。伝統芸能同様に、スクリーンだけでな く床まで使って映し出されるアニメーションで、アイヌ に語り継がれる物語を立体的な映像で楽しめます。「キ ツネにつかまった日の神」と「カムイを射止めた男の子」 の2作品があり、ダイナミックな演出でアイヌに伝わ る物語を鑑賞できます。 体験交流ホールでは、背景のスクリーンがないときの 窓から見える景色にも注目です。ポロト湖やコタンにあ るチセ(家)が望めるようになっていて、一枚の絵のよ うな眺めが広がります。

アイヌの食文化を味わう~エントランス棟周辺~

続いて向かったのはフードコートやレストラン、ショップなどがあるエントランス棟です。入り口から、ゲストを迎えてくれる「いざないの回廊」、エントランス棟までは無料ゾーンなので、食事や買い物だけの利用もできます。

ちょっとぜいたくしたいときは、地元の白老町虎杖浜で「心のリゾート海の別邸ふる川」を展開する㈱ぬくもりの宿ふる川が運営するレストラン「焚火ダイニング・カフェハルランナ」へ。エントランス棟内にあり、ポロト湖をのんびりと眺めながら、アイヌの食文化と北海道の豊かな食材を組み合わせて現代の調理技術を取り入れた創作料理が味わえます。



「焚火ダイニング・カフェ ハルランナ」のコース。エゾシカ肉が味わえる

フードコートでは、エゾシカ肉の串物やギョウジャニンニク入りのつくねなど、アイヌ文化と地元食材を生かしたメニューが提供されていて、テイクアウトもできます。

このほかオハウ(汁物)や軽食、ドリンクを提供する「カフェ リムセ」、「クンネチュァ」という月を意味するアイヌ語をネーミングに採用したカップチーズケーキが看板メニューの「スイーツカフェ ななかまど イレンカ」が、エントランス棟の手前にあります。

ショップ「ニエプイ」には、オリジナル商品やアイヌ



文様入りのござ「チタラペ」の模様をイメージしたパッケージの「ツキサップあんぱん」

の民・工芸品、北海道のお土産品が そろっています。 ウポポイ開業に合わせたオリジが目を 引く「ツキサップ あんぱん」は、、札幌ではおなじみの 「月寒あんぱん」 を製造販売する(株)

ほんまの商品。アイヌ語が由来のかつてのネーミングを 復活させました。

ほかにもウポポイを応援する企業のお菓子や、アイヌ 文様が美しくデザインされた焼き物など、個性ある品ぞ ろえになっています。

楽器やアイヌ語に親しむ〜体験学習館〜

ウポポイでは、体験しながらさまざまなアイヌ文化を 学べることが一つの特徴です。

続いて訪れた体験学習館では、アイヌ料理の調理や試 食、アイヌの楽器演奏など、実際に触れて体験するプロ グラムを準備していましたが、新型コロナウイルス感染 症対策のため、これらの内容を変更し、開業からしばら くはアイヌの楽器紹介と演奏、小さな紙人形劇「ポン劇 場」が披露されています。

アイヌの代表的な楽器、トンコリやムックリの解説と ともに、スタッフによる演奏が楽しめ、ときにはみんな で踊るプログラムなども予定しているそうです。

この日は、トンコリの解説の後で、鳥が湖に舞い降りる曲「トーキトランラン」など数曲が演奏されました。

ポン劇場はオリジナルの 紙人形劇をとおして、アイ ヌ語や文化に触れることが できるプログラムです。ア イヌ語による童話のお話し 会やアイヌに伝わる物語、 料理などを紹介しています。

この日は、「メトット」さんが、フチ(祖母)から教わった「ヤイサマネナ」を、フチの思い出とともに語ってくれました。「ヤイサマネナ」とは、哀しみや異性に対する恋心など、自分の心のうち



ポン劇場でフチの思い出とともに「ヤイサマネナ」を披露したメトットさん

を女性が歌で表したものを指します。昔は個々人が歌詞 やメロディを持っていたそうですが、今ではそれが地域 の人たちによって伝承され、共有の歌として歌い継がれ ています。心情あふれる歌とともに、フチの思い出話に 涙が出てしまいそうになりました。

メトットさんは最後に「アイヌ文化は生きている文化だということをウポポイで感じてほしい」と話しかけてくれました。歴史や伝統、文化を語り継いでいくことの大切さを実感しました。

体験学習館には、一人一人がドーム型スクリーンの前に座って、映像が楽しめるプログラム「カムイ アイズ」もあります。アイヌ文化ではカムイは動物の姿になって人間の世界、アイヌモシッにやってくるとされています。そのカムイの視点から見える大地をパノラマ映像で鑑賞できるプログラムです。

大空から大地を眺めるオオワシが主役の「カパッチリ の旅」と、大地を駆け巡るキタキツネが主役の「チロン

ヌプの旅 | の2



「カムイ アイズ」のワンシーン



トンコリの解説

暮らしをのぞいてみよう!~伝統的コタン~

次に向かったのは、昔のアイヌの生活空間を体感できる伝統的コタンのエリアです。奥には伝統的な家屋のチセが並んでいます。チセは地域によって使っている素材などの違いがあり、ここでは地元、白老のチセが再現されています。解説してくれた「ピロマ」さんは、構造や特徴、他の地域との違い、チセでの暮らしなどについて教えてくれました。



伝統的コタンには4棟のチセが並ぶ



中央にいろりが設けられているチセの内部

白巻だはに央設す人ずてはでがれて窓がれるけはさいがを表がれるでいれるるきがれるてり限続、いいをすすがまないのが、かがなすがあるが、

れは火が最も身近な神様「アペフチカムイ」であるからです。狩りに出かけるとき、狩りから帰ってきたときには、必ず神様にお祈りをしたといいます。

このほか伝統的コタンでは、実際のチセづくりが公開されているほか、屋外ステージでの「コタンの語り」、仕掛け弓や丸木舟操舟の実演・解説などのプログラムがあります。

6 つのテーマからアイヌを知る

~国立アイヌ民族博物館~

最後に向かったのは、ウポポイの中核施設の一つ「国立アイヌ民族博物館」です。エスカレーターで2階に上がると、大きな窓からポロト湖を望む絶景が目に飛び込んできます。ここはパノラミックロビーと呼ばれていて、ぜひ一息ついてウポポイの全景を眺めてほしいビューポイントです。

基本展示室は「私たちのことば」、「私たちの世界」、「私たちのくらし」、「私たちの歴史」、「私たちのしごと」、「私たちの交流」という6つのテーマが設けられています。円形に配置されているプラザ展示には6つのテーマの代表的な資料が展示されたケースがまとまっています。時間がない人はここをチェックしてから興味のあるテーマのエリアを掘り下げて見ていくと、時間が有効に使えます。



6 つのテーマを円形に配置した国立アイヌ民族博物館

中でもアイヌの世界観や宗教観を実感できるのは、「私たちの世界」。「イオマンテ」と呼ばれるクマの霊を神の国に送る伝統儀式で、樺太アイヌが使っていた祭具を再



「私たちの世界」の展示の一部。左奥に見えるのが高さ5mのクマをつなぐ杭

現したクマをつなぐ杭は、5 mもの高さがあります。イオマンテのときにカムイの土産として祭壇に置かれる「イモカシケ」、木の表面を削ってつくり出す祭具のイナウの数々など、アイヌの世界観を象徴する展示物が並びます。

「私たちの交流」では、厚岸町の厚岸湖で1987年に発見された板綴舟が展示されています。板綴舟とは、丸木舟に板を綴じて、船の側面を高くした舟。この舟により、より広範囲な交流ができるようになったといわれています。

このほか『アイヌ神謡集』を編さんした知里幸恵の貴重な史料が並ぶ「私たちのことば」、今を生きるアイヌの人たちの仕事をパネルで紹介している「私たちのしごと」など、約700点が展示されています。

新型コロナウイルス感染症対策のため、しばらくは休止となりますが、「イケレウシ テンパテンパ」という探究展示も準備されています。実際に触れるユニットを使って体験しながらアイヌ文化を学ぶことができるコーナーで、動物の仕掛けわなの仕組みなど、いろいろなテーマをわかりやすく紹介しています。ぜひ親子で体験してほしい展示です。

博物館では、このほかに開館記念特別展「サスイシリ私たちが受け継ぐ文化~アイヌ文化を未来へつなぐ~」が11月8日(日)まで開催されています。この特別展では、これまで継承されてきた技術や感性を引き継いで、現在活躍している作家や担い手などの個人と団体に焦点を当てて、「民具の継承」、「アイヌ語の継承」、「芸能の継承」、「現在の継承者」「現代の匠優秀工芸師」の5つの分野で作品などを紹介しています。



国立アイヌ民族博物館では開館記念特別展も開催中

民具の継承では、5月31日に北海道放送(TBS系列) の『情熱大陸』で紹介された木彫家、貝澤徹さんの作品 「アペフチカムイ」が展示されているほか、アイヌ語の 継承では、萱野茂さんを中心にアイヌ語の復興や継承活 動などが紹介されています。

また、「現代の匠優秀工芸師」では、(公社) 北海道アイヌ協会が主催している「北海道アイヌ伝統工芸展」で、上位入賞を3回果たした優秀工芸師の方々の作品が展示されています。洗練されたデザインの作品は、民具や民族衣装のイメージを一新させる感性の高さが光ります。

博物館1階にあるミュージアムショップも必見です。 しゃれたデザインの雑貨や小物など、来館の記念やお土 産に、つい手に取ってしまいたくなるグッズが並びます。

さあ、ウポポイへ行ってみよう!

内覧会のコースには入っていませんでしたが、園内にはこのほかにも木彫や織り、刺しゅう、編み物などの手仕事の実演を見学できる工房、自然を観察しながら樹木にまつわる物語や植物の利用法などを案内してくれるプログラムもあります。

ウポポイの内覧会に参加して、歴史や伝統を生かしながら、洗練されたアイヌ文化が創造されてきていることを実感しました。また、スタッフの皆さんの温かいおもてなしの心にも触れることができました。

地域によって歴史や語り継がれている物語などは違いがあり、道内各地にあるほかのアイヌ関連施設や遺跡などを訪問してみたいとも思いました。エントランス棟のインフォメーションコーナーには道内のアイヌ関連施設が掲示されていますが、ひとくくりに考えるのではなく、アイヌ文化の多彩な地域差や歴史に目を向けるきっかけになっていくと感じました。

ウポポイは、それらの中核施設としての発信力があり、 北海道観光の重要なコンテンツとしての役割も期待され ています。

まずは、あなたもウポポイへ行ってみませんか。

[※]新型コロナウイルス感染症対策のため、入場は日付指定の予約制となっています。また、国立アイヌ民族博物館の観覧は、入場日の予約とは別にオンラインによる入館日時の予約が必要です。詳しくはホームページを確認してください。

[※]紹介したプログラム等は7月9日の内覧会で実施されたものとなっています。新型コロナウイルス感染症対策の状況変化によって変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

アイヌ政策の系譜と

アイヌ施策推進法

ここでは、内閣官房のホームページをはじめとする公 表資料をもとに、戦後のアイヌ政策について概観した後、 アイヌ施策推進法*1の検討の過程を追っていきます。

戦後から現在までのアイヌ政策の系譜

戦前の北海道旧土人保護政策は、戦後の民主化改革の 一環として内務省が解体され、昭和21年に北海道旧土 人保護法が改正された際に実質的に終了しました。この 結果、戦後しばらくは国によるアイヌに関する政策の空 白期間が続きました。北海道民全体とアイヌ系住民の間 には生活面・教育面などで格差が存在し、それがさまざ まな課題を招来していることから、昭和30年代より北 海道庁がウタリ福祉対策(現在の生活向上施策)を実施 し、昭和49年には北海道開発庁が政府の窓口となって 財政的な支援体制が確立しました。

ウタリ福祉対策の実施により北海道民全体とアイヌ系 住民との生活面・教育面などにおける格差は徐々に是正 されましたが、アイヌの人々が抱えるさまざまな課題の 解決には至らず、昭和50年代から北海道ウタリ協会(現 北海道アイヌ協会)を中心として、民族としての権利を 保障することを求める要求が活発化しました。このよう な動きを受けて当時の横路孝弘北海道知事も政府にアイ ヌ新法制定を要望しましたが、政府側は慎重な対応を続 けていました。その後、村山富市内閣に至り五十嵐広三 内閣官房長官(元旭川市長)が平成7年に「ウタリ対 策のあり方に関する有識者懇談会」を設けて検討するこ とを決断し、平成9年にアイヌ文化振興法*2の制定に 至りました。アイヌ文化振興法制定時に、アイヌを法的 に先住民族として位置づけるべきとの議論がありました が、国際連合における先住民族の議論も途上であったこ とから、検討課題にすることとなりました。

その後、平成19年に先住民族に関する国際連合宣言 が総会で採択されました。翌平成20年には「アイヌ民 族を先住民族とすることを求める決議」が、衆議院と参

※1 アイヌ施策推進法

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する 法律」のこと。

※2 アイヌ文化振興法

平成9年7月1日に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関 する知識の普及及び啓発に関する法律」のこと。この法律の附則により、北海 道旧土人保護法(厚生省所管)は廃止された。



議院の双方において全会一致で決議されました。この決 議を受けて町村信孝内閣官房長官は談話を出して、新た なアイヌ政策のあり方を検討することを約束し、その約 東を実行するために内閣官房長官の私的懇談会として 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し ました。また、懇談会の事務局として内閣官房にアイヌ 政策推進室が設置されました。この懇談会における検討 の末、とりまとめた報告書(平成21年)においては、 ①国によるアイヌ文化復興の拠点「民族共生象徴空間」 の整備、②国民の理解の促進、③道外のアイヌに対する 生活向上施策の実施、④推進体制の整備、⑤国の姿勢と 覚悟を法律で示すための立法措置の検討などが提言され ました。これを受けて、政策の企画立案・推進体制を強 化するために、平成21年8月にアイヌ政策推進室を改 組してアイヌ総合政策室が設置されました。また、平成 22年1月以降、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総 合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政 策推進会議(座長:内閣官房長官)が開催されていま す。この会議の下に「民族共生の象徴となる空間」作業 部会(平成22年3月~平成23年5月)と「北海道外ア イヌの生活実態調査」作業部会(平成22年3月~平成 23年5月)が設置され、それぞれのテーマについての 検討を重ね、各部会報告がとりまとめられました。部会 報告の公表に伴って両部会は廃止され、平成23年8月 に新たに政策推進作業部会が設置され、有識者懇談会報 告及び両部会の報告に基づく政策の具体化方策について 検討が重ねられ、その結果、「アイヌの人々の誇りが尊 重される社会を実現するための施策の推進に関する法 律」(アイヌ施策推進法)の制定(平成31年4月)、ア

イヌ遺骨等の返還・集約(令和元年12月)、民族共生象 徴空間(ウポポイ)の開業(令和2年7月)などに結 実し、今日に至っています。

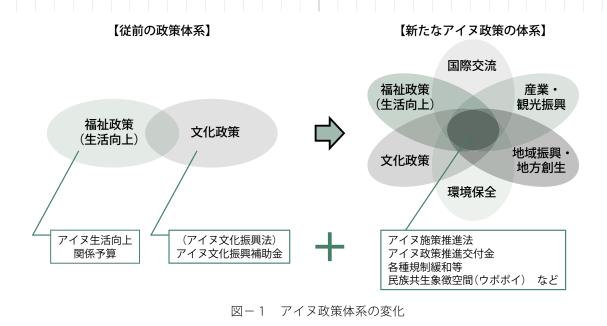
とりわけ、アイヌ施策推進法の制定によって、図-1のように、政策体系は大幅な拡充が図られたものと いえます。

アイヌ生活向上施策(旧ウタリ福祉対策)

戦後まもなく、社会保障・福祉関係立法の整備に伴っ て、アイヌの人々の生活や教育等に関する特別な施策は 実施されなくなりました。その後、わが国が急速な経済 発展を遂げていく中になっても、アイヌの人々の生活面 等における格差、学校や就職における差別は根深く残っ たままであるという指摘がありました。

このため、昭和36年度から、北海道庁は、生活館の 整備などアイヌの人々の福祉向上対策の取り組みを開始 しました。昭和49年度以降は、「北海道ウタリ福祉対策」 を策定し、社会福祉の充実、教育・文化の振興等の関連 施策を総合的に推進してきました。さらに、平成14年 度からは事業内容を整理し、「アイヌの人たちの生活向 上に関する推進方策」として、今日まで引き続き実施し ています。

北海道のアイヌの人々の生活や教育の状況等について は、昭和47年以降、数次にわたり北海道庁が実態調査 を行ってきました。その結果をみると、北海道に居住す るアイヌの人々の生活状況や進学率等は着実に改善され てきました。アイヌ生活向上施策は、今日でも北海道庁 により継続実施されていますが、国会や道議会などにお



ける議論からは、アイヌの人々と北海道民・国民全体と の格差の状況を踏まえ、一般施策に上乗せして特別な措 置をとる必要性を説明することが求められてきたことが わかります。また、過去に生じた不適切な事案の教訓を 踏まえ、施策の対象者を確定する手続きや貸付金、奨学 金等の債権管理などについては、公平・公正・透明に運 用することが求められています。

アイヌ文化振興施策

アイヌ文化振興施策についての経緯は前述したとおり ですが、とりわけ「ウタリ対策のあり方に関する有識者 懇談会」報告書には、アイヌ政策を推進する上での重要 な考え方が示されています。

「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書(平 成8年4月)抜粋

(アイヌの人々の先住性)

少なくとも中世末期以降の歴史の中でみると、学問 的にみても、アイヌの人々は当時の「和人」との関係 において日本列島北部周辺、とりわけ我が国固有の領 土である北海道に先住していたことは否定できないと 考えられる。

(アイヌの人々の民族性)

一般に、民族の定義は言語、宗教、文化等の客観的 基準と、民族意識、帰属意識といった主観的基準の両 面から説明されるが、近年においては特に帰属意識が 強調されてきており、その外延、境界を確定的かつ一 律に定めることは困難であると思われる。

アイヌの人々には、民族としての帰属意識が脈々と 流れており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個々人と して、あるいは団体を構成し、アイヌ語や伝統文化の 保持、継承、研究に努力している人々も多い。また、 これらの活動に参画し、積極的に取り組んでいる関係 者も少なくないことにも注目すべきである。

このような状況にかんがみれば、我が国におけるア イヌの人々は引き続き民族としての独自性を保ってい るとみるべきであり、近い将来においてもそれが失わ れると見通すことはできない。

(我が国の近代化とアイヌの人々)

明治以降、我が国が近代国家としてスタートし、「北 海道開拓」を進める中で、いわゆる同化政策が進められ、 (中略) アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定 的なものとなった。法的には等しく国民でありながら も差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々は多 数に上った。

(新しい施策の基本的考え方)

ウタリ対策の新たな展開の基本理念は、(中略)アイ ヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国 民文化の一層の発展に資することであり、(中略)。こ の基本理念に基づくウタリ対策の新たな展開は、過去 の補償又は賠償という観点から行うのではなく、アイ ヌの人々の置かれている現状を踏まえ、これからの我 が国のあり方を志向して、少数者の尊厳を尊重し差別 のない多様で豊かな文化をもつ活力ある社会を目指す ものとして考えるべきであろう。

以上のとおり、アイヌの人々の「先住性」「民族性」 の捉え方、近代化の影響、そして民族としての誇りが尊 重される未来志向の共生社会を目指すための施策展開な ど、今日のアイヌ政策の礎となる考え方が示されていま す。これらの考え方は、後の国会決議においても基本的 に踏襲されているものと見受けられます。

平成9年に制定されたアイヌ文化振興法に基づいて、 文部科学省(当時の文部省)がアイヌ文化の振興を、国 土交通省(当時の総理府北海道開発庁)がアイヌの伝統 とアイヌ文化に関する知識の普及・啓発に関することを 担うこととなりました。また、同法に基づく施策に関す る事業を実施する組織として、公益財団法人アイヌ文化 振興・研究推進機構*3を平成9年に設立し、アイヌ語 を含むアイヌ文化の振興、イオル事業などを通じた国民 理解の促進などの事業が展開されてきています。

※3 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

発足当時は財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構。平成30年4月に一般財 団法人アイヌ民族博物館と合併し、現在は公益財団法人アイヌ民族文化財団と なった。

先住民族の権利に関する国際連合宣言

国際連合における先住民族に関する議論は、昭和57 年の先住民族作業部会の設置以降、長い年月をかけて行 われ、平成19年9月13日の総会において「先住民族の 権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

宣言の採択に際して日本国代表は、「基本的には、人 権の保護に資するものしとして賛成票を投じました。ま た、採択に際して、「我が国は、宣言にいう自決権につ いては、宣言が明らかにしているように、『先住民族』 に対して、居住している国から分離・独立する権利を付 与するものではないこと、宣言にいう集団的権利につい ては、宣言に記述された権利は個人が享有するものであ り、各個人がその有する権利を同じ権利を持つ他の個人 と共に行使することができるとの趣旨であると考えるこ と、宣言に記述された権利は、他者の権利を害するもの であってはならず、財産権については、各国の国内法制 による合理的な制約が課されるものであると考えている こと」などを総会で述べています。

宣言は、各国の国情によりさまざまな状況に置かれて いる先住民族に対する汎用的な指針となるようにしたた めか、さまざまな民族を拾えるように「先住民族」の定 義規定をあえて置いていないように見受けられます。ま た、法的な拘束力を外して、多種多様な経緯の下で培わ れてきた実例・慣行や考え方を含めて、さまざまな権利 を網羅したいわば「権利のカタログ」としての内容を盛 り込んだため、「宣言」という形式を採ったものと考え られます。このため、通常の条約などでは批准のための 手続き規定が置かれていますが、この宣言にはそのよう な規定が見受けられず、したがって日本国憲法第73条 第3号に基づく国会承認の対象となるような文書では ないものと考えられます。このことは、宣言の各条項が アイヌ施策推進法案の検討に当たって、どのように取り 扱われたのかについてを尋ねた質問主意書に対して「宣 言は法的拘束力を有するものではなく、政府としては、

宣言の各条について網羅的に国内措置を講ずるという観 点からの検討は行っていないが、平成二十年六月六日に 衆議院及び参議院の本会議において採択された『アイヌ 民族を先住民族とすることを求める決議』において『宣 言における関連条項を参照しつつ、・・総合的な施策 の確立に取り組むこと』とされたことも踏まえ、宣言の うち、差別を受けない権利の規定、国民の理解の促進に 関する規定、土地資源に関する権利の規定及び先住民族 の文化に関する権利の規定を参照し、これらの趣旨に対 応する措置として、アイヌの人々に対する差別の禁止に 関する基本理念、国及び地方公共団体の教育活動、広報 活動等の責務、国有林野における林産物の採取及び内水 面におけるさけの採捕に関する特別の措置等を法案に盛 り込んだものである」と回答していることと符合してい ます。

アイヌ施策推進法

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を 受けて、政府のアイヌ政策はアイヌ政策推進会議におけ る議論を通じて実現が図られてきました。この会議はア イヌの人々の意見等を踏まえつつ、総合的かつ効果的な アイヌ政策を推進するために内閣官房長官が主宰するも ので、平成22年1月以降、これまでに11回の会合が開 催されています。

そこで、ここからは、特にアイヌ施策推進法につい て、会議や記者会見での官房長官の公式発言などを引用 しながら、具体的にどのような検討の過程をたどってき たのかについてまとめていきます。

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 | 報告書(平 成21年7月)

おわりに(抜粋)

(本報告書で提言している様々な) 諸政策の中にはその

実現に多くの時間とたゆまぬ努力を要するものがあり、 さらに今後の具体的検討に待たなければならないもの も含まれている。したがって、国としての継続的かつ 着実な取組が強く期待されているところであり、それ だけに、そのような国の姿勢と覚悟を法律のかたちで 具体的に示すこと、いわゆる立法措置がアイヌ政策を 確実に推進していく上で大きな意義を有すると考える ものである。今後の取組を進める中で、この点につい ても、検討を求めたい。

上記のように、新法制定について、平成21年の「ア イヌ政策のあり方に関する有識者懇談会日報告書では、 法を制定することの意義について触れるにとどまり、法 律で規定すべき具体的な措置内容にまで踏み込んだもの とはなっていませんでした。このため、報告書の本文中 で具体的に提言されたアイヌ文化復興の要となる民族共 生象徴空間や道外アイヌ政策の拡充などの検討が先行 し、法制定について踏み込んだ議論はしばらく行われな かったように見受けられます。

転機が訪れたのは、次の菅義偉官房長官会見の発言で あったと考えられます。

平成28年3月28日 内閣官房長官定例会見

(北海道アイヌ協会からの法律制定に関する要望につい ての記者からの質問に対して)

まず、アイヌの方々が先住民族としての名誉と尊厳、 ここをしっかり保持をして、これを次の世代に継承し ていくことは極めて重要だというふうに思ってます。 活力ある共生社会を実現していく、これが政府の基本 的な考え方であります。このために民族共生の象徴空 間、今整備をされています、ここはしっかり進めてい きたいというふうに思います。オリンピック・パラリ ンピック前ということを申し上げてますけど、それま でにしっかり整備したい。そして、そこの空間を各地 域のアイヌの活動の拠点として、国の内外に対してア イヌ文化の素晴らしさというものをやはり強力に発信 をしていきたいというふうに思います。また、こうし

た取り組みに加えて、生活向上対策や幼児期の教育問 題など貧困問題を含めて、幅広くアイヌ政策に取り組 むということ、ここが必要だというふうに思ってます。 そういう中で法的措置の必要性についても総合的に検 討していきたいと思います。

同年5月13日 アイヌ政策推進会議(第8回)

(会議における内閣官房長官の発言)

また、全国的見地からの施策の推進、国民理解の促 進についても、しっかりと取り組んでまいりたいと思 います。現在、施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ 政策を検討しているところでありますが、その中で法 的措置の必要性についてもしっかりと総合的に検討し ていきたいと思います。

同日 萩生田光一内閣官房副長官会見(官房長官代行) (アイヌ新法の制定についての記者の質問に対して)

本日の会議を受けまして、事務方に対しては早急に 検討体制を整備し、検討に着手するよう官房長官より 指示があったと承知をしております。具体的にいつま でに取りまとめるかは現段階では未定でありますけれ ども、検討に当たっては、若い世代を含め、さまざま な立場のアイヌの方にとってどのような施策が必要か、 真のニーズを把握・分析していくことになろうという ふうに思います。

この発言にある「アイヌ政策の総合的検討」につい て、菅官房長官の指示を受けて、検討が開始されたとみ られ、会議の議事録などでも議論が開始されたことがわ かります。翌年には、次のような会議の発言と新聞記事 があります。

平成29年5月23日 アイヌ政策推進会議(第9回) (会議における内閣官房長官の発言)

昨年の会議で申し上げましたが、その政策の総合的 な検討については、固定観念や先入観を取り払い、ア イヌの方々に寄り添った政策とするように、しっかり 取り組んでいかなければならないと思います。これか ら先住民族政策の基本的事項を整理して、立法措置を 含めて検討を行ってまいりたいと思います。

同年8月5日 北海道新聞 菅官房長官インタビュー 記事

-新法制定への考え方を教えてください。

「アイヌ民族を先住民族と認めた国会決議(08年)の 内容を法律にし、共生社会の構築に向けた方向性を明 らかにすることを検討しています|

新法に生活・教育支援を盛り込むことについては どう考えますか。

「現在は道がアイヌ民族の生活向上施策を行っていま す。これを法律に基づく権利にするには、憲法14条 の平等原則との関係など整理する課題があります」

-法律に盛り込むのは難しいということですか。

「直ちに法的な課題を整理するのはなかなか難しい。 だから、まずは施策による対応が基本になります。今で きることをやることが大事なのです。アイヌ民族であ ることを表に出していない人や道外に住むアイヌ民族 にどう対応していくかなどの課題を整理していきます」 (中略)

-米国やニュージーランドなど先住民族政策に取り 組む国の多くは、過去の権利収奪について謝罪をしま したが、日本政府は今もアイヌ民族に公式の謝罪を行っ ていません。

「08年の官房長官談話で『近代化の過程で法的には等 しく国民でありながら、差別され、貧窮を余儀なくさ れたアイヌ民族が多数いることは歴史的事実で、あら ためて厳粛に受け止める』という認識を示しています。 これに基づいて、民族共生象徴空間をはじめ未来志向 のアイヌ政策を推進しています」

この後、平成29年12月から翌年3月にかけて、内閣 官房主催の地域説明会(図-2)が開催されています。

その後のアイヌ政策推進会議においては、地域説明会 で出されたアイヌの人々の意見等をとりまとめて、法案 についての検討が進められたようです。

平成30年5月14日 アイヌ政策推進会議(第10回) (会議における内閣官房長官の発言)

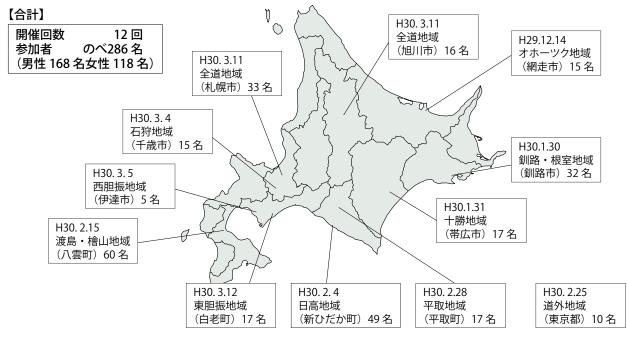
様々な立場のアイヌの皆さんが現在抱えている課題、 要望を幅広く伺ってきた結果についても事務局から報 告がありました。それによりますと、今後の政策のあ り方に関わる基本論についても、様々な意見があるこ とを受けとめる必要があると思います。

このような状況を踏まえ、今後、未来志向のアイヌ 政策となるよう、丁寧に、アイヌ政策のあり方を検討 していきたいと思います。その検討の中で、従来の文 化政策や福祉政策から地域振興、そして産業振興にも 軸足を置いて、アイヌの皆さんの自立を図るための立 法措置を検討していきたいと思います。

今後とも委員の皆さんの御協力をお願い申し上げます。

この会議の後の内閣官房の予算要求をみると、アイヌ 施策に取り組む市町村を支援するための新たな交付金制 度を創設する旨の要求が行われ、年末の予算の政府原案 に新交付金制度の創設に必要な予算10億円が計上され ています。

そのタイミングで開催されたアイヌ政策推進会議と翌 日の菅官房長官定例会見において、新たなアイヌ政策を 推進するための関連法案を通常国会に提出する旨が示さ れました。さらに翌21日の閣議においては、総理より



図ー2 アイヌ政策再構築に係る地域説明会の開催状況 (出典) 第10回アイヌ政策推進会議提出資料

石井啓一国土交通大臣がアイヌ政策推進の制度整備を担 当する国務大臣に指名され、その下で法律案の立案作業 が進められることになったことが発表されています。

平成30年12月19日 アイヌ政策推進会議 (第11回) (会議における内閣官房長官の発言)

本日、委員の皆さんには大変貴重な御意見をいただ きまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

政府としては、アイヌの皆様が民族としての名誉と 尊厳を保持し、これを次世代に継承していくことは多 様な価値観が共生し、活力ある社会を実現する、その ためにも非常に重要なことであると考えております。

本日いただいた御意見を踏まえ、未来志向のアイヌ 政策となるよう、引き続き象徴空間の開業に向けた準 備を遺漏なく進めるとともに、法案について新たな交 付金制度の創設などの検討を進め、次期通常国会へ提 出を目指してまいりたいと思います。

同月20日 内閣官房長官定例会見

(アイヌ新法の狙いと意義)

政府としては、アイヌの人々が民族としての名誉と 尊厳を保持し、そして、これを次世代に継承していく ことは、多様な価値観が共生をし、活力ある共生社会 を実現するために非常に重要なことだと思っています。 アイヌの皆さんに寄り添い、未来志向の下、アイヌの 皆様の要望にできる限り、これを対応しながら、アイ ヌ政策を総合的に推進していきたい、このように思い ます。昨日の推進会議においても、アイヌの皆様や地 元の方々から貴重な御意見を伺いました。新法につい てもいただいた御意見、こうしたものを踏まえつつ、 新たな交付金制度の創設など検討を進め、次期通常国 会に提出をしたい、このように考えております。いず れにしろ、この交付金を活用して、従来の福祉施策や 文化振興に加えて、地域振興、産業振興、そして観光 振興、こうしたものを含む多岐な分野にしっかりと支 援をしていきたい、こういうふうに思います。

同月21日 内閣官房長官定例会見

(アイヌ政策推進の制度整備担当大臣について)

先程、総理から閣議の中で北海道及びその周辺地域 の先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社 会を実現すること、ここが極めて大事であります。そ して、次期国会に必要な法案を提出をしたい。そして

アイヌ政策を総合的に推進をする、その整備をする事 務について、石井国土交通大臣にお願いをした。指示 の具体的内容というのは、先住民族であるアイヌの人々 の誇りが尊重される社会の実現を目指して関係大臣と 協力をして、必要な法案を国会に提出をして、アイヌ 政策を総合的に推進するための制度整備を進めていく。 そういうことで、石井大臣をアイヌの指定大臣にした ということであります。

その後、法律案の検討が進められ、翌年の2月15日 に法案が閣議決定されました。

平成31年2月15日 内閣官房長官定例会見 (アイヌ新法閣議決定の所感)

アイヌの方々が、民族としての名誉と尊厳を保持し、 これを次世代に継承していくことは、多様な価値観を 共生し、活力ある共生社会を実現するために必要と考 えているところであります。本日、「アイヌの人々の誇 りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関 する法律案」を閣議決定し、国会に提出することとい たしました。政府としては、未来志向のアイヌ政策と なるよう、昨年12月のアイヌ政策推進会議での議論を 踏まえて検討を進めてきたところであり、新たな交付 金制度を創設し、従来の福祉施策や文化振興に加え、 地域振興、産業振興、観光振興を含む多岐にわたる施 策を進めていこうとするものであります。今後、国会 において、担当大臣である石井大臣から、本法律案の 趣旨をしっかり御説明させていただき、御審議の上、 成立をお願いしたい、このように思います。

(先住民族の定義と生活支援)

これまで、国会決議や内閣官房長官談話において、 アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に 先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する「先 住民族」であるとの認識が示されており、本法案は、 このような認識を前提として、未来志向のアイヌ政策 という観点から、アイヌ文化の振興や地域振興・産業 振興等の総合的な政策を推進するものであります。具 体的には、現在、アイヌの人々とその他の住民の格差 の是正などを目的として、アイヌ生活向上施策がこれ、

実施されており、こうした従来の福祉施策や文化振興 を引き続き推進することに加え、新たに交付金制度を 創設し、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた総 合的な政策を推進していくものであります。いずれに せよ、政府としては、アイヌの人々に寄り添いながら、 未来志向のアイヌ政策という観点から、アイヌの人々 が抱えている課題の解決に向けた取り組みを、着実に 実施していきたいというふうに思います。

(交付金と生活支援との関係)

新たな交付金制度でいろいろなことが対応できるよ うになっていると思いますので、そうした中で生活向 上施策というものがなされる、こういうふうに思って います。

法律案の名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社 会を実現するための施策の推進に関する法律案(仮称)」 となりました。また、新たな交付金制度を盛り込んだた め、予算関連法律案となっています。

法律案では、目的の中に「日本列島周辺、とりわけ北 海道の先住民族であるアイヌの人々」と規定し、アイヌ が先住民族であることの認識を示しています。このほ か、総則の中に基本理念として、「アイヌの人々の自発 的意思の尊重」「全国的視点に立ったアイヌ施策の推進」 「アイヌであることを理由として差別してはならない」 ことなどを規定し、さらに国や地方公共団体の責務など が定められました。

さらに、具体的な措置として、①基本方針の策定等、 ②アイヌ施策推進地域計画の認定等、③認定アイヌ施策 推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置(交付金 の交付など)、④民族共生象徴空間の管理、⑤アイヌ政 策推進本部などの規定が設けられました。

なお、アイヌ文化振興法は廃止され、必要な措置は新 法に承継されました。

政府は、閣議決定した法律案を国会に提出し、審議が 始まり、衆議院・参議院ともに国土交通委員会で審議さ れました。両院ともに、圧倒的な多数の賛成で可決さ

れ、法律は平成31年4月19日に成立、同月26日に公布。 翌月の令和元年5月24日に施行されました。

また、法第32条に基づき内閣に設置されたアイヌ政 策推進本部の初回会合が7月29日に開催され、「アイヌ 施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方 針案」が決定されました。同方針案はパブリックコメン トの手続きを経た後、9月6日に閣議決定されていま す。基本方針の策定を受けて、市町村はアイヌ施策推進 地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることに より、認定された計画に記載された事業に対してアイヌ 政策推進交付金の交付を受けることができるようになり ました。令和2年6月までに、北海道内29市町、道外 1市が認定を受けています。アイヌ政策推進交付金は 文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光 振興等を含めた市町村の取り組みを支援する交付金制度 で、内閣府に計上され、令和2年度は20億円の予算規 模です。この交付金は事業費の8割を国が負担し、さ らに残りの市町村負担部分については地方財政措置があ ります。交付金は令和元年9月から同2年7月までに 5回にわたって交付が行われています。

将来の展望

平成31年4月のアイヌ施策推進法と令和2年7月の ウポポイの開業によって、アイヌ政策は新たな局面を迎 えています。

アイヌ施策推進法案を閣議決定した際に菅内閣官房長 官が述べた「アイヌの方々が、民族としての名誉と尊厳 を保持し、これを次世代に継承していくことは、多様な 価値観を共生し、活力ある共生社会を実現するために必 要」という考え方を進める上では、ようやくスタート地 点に立ったともいえます。これからも国の重要政策とし てアイヌ政策が推進され、それが地域の活性化や振興に つながっていくことが期待されます。

アイヌ文化の発信と地域経済の活性化

~ともに進める釧路市阿寒湖温泉地区のまちづくり~





アイヌ文化を伝承・発展させるとともに、地域経済の活性化を図っていく――この両輪で地道なまちづくりを展開してきたのが、釧路市阿寒湖温泉地区です。地域の基幹産業である観光産業の発展に向けて、これまでさまざまな取り組みが展開されてきました。そこではアイヌと和人が協力し合いながら、文化の伝承と発展を実現してきた歴史が見てとれます。釧路市阿寒湖温泉地区の歴史をたどりながら、共生社会に向けた実践的な取り組みについて紹介します。

歴史ある「まりも祭り」と「阿寒湖アイヌコタン」

道内有数の温泉観光地として知られる釧路市阿寒湖温泉地区。この周辺一帯は1934年に国立公園に指定されていますが、貴重な自然が現在まで守られてきた背景には、(一財)前田一歩園財団の存在が欠かせません。

同財団の前身は、阿寒前田一歩園です。薩摩藩出身 で農商務省次官や貴族院議員を経験した前田正名は、 1906~11年にかけて阿寒湖畔の山林を北海道国有未開地処分法に基づいて取得しました。正名は自らの家や土地を一歩園と名付け、「前田家の財産はすべて公共事業の財産とする」ことを家訓としていました。正名は1921年に亡くなりましたが、晩年「阿寒の自然はスイスに勝るとも劣らぬ。この山は伐る山でなく観る山だ」としばしば口にしていたそうです。

正名は汽車の中で、陳情のために国に出向くアイヌの長老(エカシ)に出会ったことがあるそうです。そのときに「阿寒にしろどこにしろ、君たちが先住者で先覚者なんだから、君たちの居場所がなくなるようでは、その土地は決していいものにはならない。君たちが東京に行かなくても、自分が引き受けて一生懸命やってやろう」(『前田一歩園財団20年の歩み』より)と、口にしたそうです。

阿寒の森を引きついだ二代目園主で次男の正次は、「伐る山ではなく、観る山」を実践し、「自然は公共の財産」と常に言っていました。そして、その思いは三代目園主となった妻の光子に引き継がれ、豊かな自然が守られてきました。光子は1983年に亡くなるまで、

義父や夫の遺志として、アイヌの人たちへの敬意を忘 れず、常にアイヌの人たちの暮らしに気を配っていま した。

その昔、阿寒湖はアイヌの狩猟場で、もともとコタ ン(集落)はなかったのですが、のちに阿寒湖周辺に アイヌの人たちが住むようになり、分散して生活して いました。そこで光子はアイヌの人たちに無償で土地 を貸与することを提案し、1959年、阿寒湖周辺だけ でなく釧路や白糠、十勝、旭川など、道内各地からア イヌの人たちがやってきて住み着くようになりまし た。アイヌの人たちの集結を図るとともに、中央には いろいろな行事ができる広場をつくり、民芸品を生産 できる共同作業場も設置されました。アイヌの人たち は民芸品の製作と販売をし、有名な木彫家も輩出する ようになりました。「阿寒湖アイヌコタン」にはそん な歴史があります。

また、光子はこのコタンに住むための条件として、 そこに住む権利をほかの人に移譲するときやもめ事 があったときのために調整委員会をつくること、アイ ヌ文化を継承していくことを提示したといいます。ア イヌの人たちからは「ハポ(お母さん)」と呼ばれ、

亡くなるまでアイ ヌ文化の保存や伝 承、発信など、さ まざまな場面で支 援をしていたそう です。

阿寒湖では、 1950年から「ま りも祭り」が開催 されています。 トーラサンペ(湖 のみたま) やトー カリップ(湖をめ ぐるもの) などと



「伐る山から観る山へという考え方があった から、今がある」と話してくれた西田さん

呼ばれていた阿寒湖のマリモは、1921年に天然記念 物、1952年に特別天然記念物に指定されていますが、 阿寒湖の観光客が増えてくると、ひそかに持ち帰る旅 行者や大量に採取して売る人などが出てくるようにな りました。また、地元の漁民が岸辺に露出したマリモ を発見するなど、マリモの保護に危機的な状況が認識 されるようになりました。

そこで、地元でマリモ愛護会(現在は「阿寒湖のマ リモ保護会」)が結成され、この年から「まりも祭り」 が始まり、2019年に70回を迎えました。阿寒湖温泉 地区でアイヌの人たちと和人が一緒に協力して取り組 んできた伝統ある祭りといえるでしょう。

阿寒アイヌ工芸協同組合の代表で、第65回から「ま りも祭り一の司祭を務めている西田正男さんは「第1 回のときに母が民族衣装を着て出かけていく姿をよく 覚えています。それがアイヌ文化を意識した最初でし た。マリモの大切さを喚起させることが目的でしたが、 当時の長老や有志たちを尊敬します。今でこそ自然保 護が叫ばれていますが、昔から自然を守ることをしっ かり主張していたのですから」と、先輩たちの奮起を



マリモを湖に送る儀式(上)やまりも行列などが行われる「まりも祭り」

思い出します。

また、祭りには、道内各地からアイヌの人たちが集まってきたと言います。「ここでみんな一緒に歌ったり踊ったりしましたが、まりも祭りでアイヌに目覚めたという人も多かった」と、民族としての誇りを持って交流を深める場になっていきました。

豊かな自然、それを守る前田一歩園財団、自然を尊重するアイヌの人たちの教え、道内各地から集まってきた阿寒湖アイヌコタンの住民たち。さまざまな担い手や要素が組み合わさって、阿寒湖独特の共生の気風と文化が育まれてきたようです。

みんなで進める阿寒湖温泉地区の観光まちづくり

道内各地からアイヌの人たちが阿寒湖アイヌコタン に移り住むようになり、観光客が増加していく中で始 まったのが、オンネチセでの伝統芸能の披露です。

祭りなどの催し、民族舞踊、民芸品の販売など、阿 寒湖アイヌコタンは地域の観光振興に大きく寄与して きました。

アイヌ文化の伝承という点では、1968年にアイヌ 民族文化保存会が設立され、ユーカラ座が組織されて います。ユーカラ座では、口伝えで受け継がれてきた 物語を舞台化し、これまでフランスのパリをはじめ、 台湾、ブラジル、ニュージーランドなどで公演を行い、 世界にアイヌ文化を発信してきました。1984年には 伝承・保存するアイヌ古式舞踊が国の重要無形民俗文 化財に指定されています。

ユーカラ座の蓄積は、観光客に披露するアイヌ古式 舞踊やユーカラ劇などに生かされてきました。伝統を 引き継ぎながら、一方で商業的な観点での芸能も発展 させてきたといえ、アイヌ文化は温泉とともに阿寒湖 温泉地区の特徴的な観光資源になりました。

しかし、昭和期には増加傾向をたどっていた観光客

数も、1998年をピークに減少傾向に転じます。また、このころには阿寒湖温泉の宿泊者の多くが団体客で、滞在時間が短く、飲食店など観光客のニーズに対応できていない状況や、住民の定住意識の低さなどが浮き彫りなっていました。

そこで、阿寒観光協会などがこの状況を打破しよう と、関係者に幅広く声をかけ2000年度に「阿寒湖温 泉活性化戦略会議」を発足させ、まちづくりの再生プ ランが検討されました。翌年度には「阿寒湖温泉まち づくり協議会」が立ち上がり、地域住民の人たちも熱 心に参加して阿寒湖温泉地区のまちづくりを議論。10 年後を見据えた「阿寒湖温泉再生プラン2010」が策 定されました。プランでは滞在型の観光地を目指し、 自然を尊重することなど3つの方針が掲げられたほ か、「住んでよし、訪れてよし」という住民と観光客 の視点からまちづくりを進めていくことが示されまし た。住民が集まる会議にはアイヌの人たちも積極的に 参加しています。プランの冒頭には、アイヌのメン バーからの提案による「まりも家族憲章」が掲げられ、 「自然」、「訪れる人」、「住民」にやさしいまちづくり の理念がうたわれています。

これらの議論を踏まえて2005年7月には阿寒観光協会と阿寒湖温泉まちづくり協議会が統合、発展する形で、「NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構」が発足しました。地域が一体となって観光地づくりを進めるDMO*1の先駆けといえます。先ほど登場した西田さんは同機構の副理事長を務めています。

釧路市の中での阿寒湖温泉地区

2005年10月に旧阿寒町は旧釧路市、旧音別町と合併し、新しい釧路市となりました。旧阿寒町にとって 釧路市との合併は、観光振興をより広域的、重点的に 進めていく契機になります。

※1 DMO

Destination Management/marketing Organizationの略。地域の多彩な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人のこと。



観光情報が集約されている「阿寒湖まりむ館」



「阿寒湖アイヌシアター イコロ」

2009年には観光インフォメーションセンターなどがある「阿寒湖まりむ館」がオープン。2012年にはそれまでアイヌ古式舞踊を披露してきたオンネチセが老朽化してきたことから、わが国初のアイヌ古式舞踊専用劇場「阿寒湖アイヌシアター イコロ」も開業しました。これは、アイヌ文化の伝承と保存・普及、地域観光の振興や地域経済の活性化、さらに住民と観光

客との交流促進を目的に、産炭地域活性化基金を活用 して釧路市が整備し、阿寒アイヌ工芸協同組合などで 構成する阿寒湖アイヌシアター運営協議会が運営して います。

全国的に知られる阿寒湖温泉の存在は、観光分野における釧路市の知名度を高めたといえるでしょう。合併を契機に釧路市は、観光ビジョンの策定に取り組むなど交流人口や観光消費を増やす政策に力を入れるようになります。今では夏の長期滞在者数で道内随一のまちになっています。温泉街と都市部という互いの地域の優位性を生かしながら、連携を図ることで観光誘客の幅が広がっています。

また、2013年には旧阿寒町時代に議論があった阿 寒湖温泉の入湯税のかさ上げについての再検討が始まり、2015年に阿寒湖温泉のホテルの入湯税が150円から250円になりました。この財源は、阿寒湖温泉地区の環境整備やおもてなし事業に活用されていますが、観光地が独自のまちづくり財源をつくりあげた先行事例として注目を集めました。この資金を活用して、温泉街の玄関口を整備する阿寒湖フォレスト・ガーデン構想が進められており、2018年には駐車場が整備されました。観光地としての魅力をハード面から高めていく取り組みも始まっているのです。

こうした取り組みを後押しするように、外国人旅行者に選ばれる地方の観光地づくりのモデルケースを形成する「観光立国ショーケース」や、日本の国立公園を世界の旅行者が長期滞在したいとあこがれる旅行の目的地にする「国立公園満喫プロジェクト」などに釧路市が選定され、さまざまな事業が進められてきました。これらの国のプロジェクトでは、アイヌ文化を尊重した目標像やキーワードが掲げられていて、阿寒湖温泉地区の大きな特徴としてアイヌ文化が共通認識として定着していることがわかります。



ヨシダナギ氏が撮影した「ロストカムイ」のイメージフォト。「イコロ」での上演時間は毎日21:00~、土・日・祝日は15:00~の2公演(写真提供:阿寒観光協会まちづくり推進機構)

新しいアイヌ文化の創造と発信

2020年のウポポイ(民族共生象徴空間) 開業を前に、 阿寒湖温泉地区では新しいアイヌ文化を創造、発信す る取り組みが積極的に進められてきました。

2019年3月には「阿寒湖アイヌシアター イコロ」でデジタルアートと現代舞踊、アイヌの古式舞踊を融合させた新しい演目「阿寒ユーカラ ロストカムイ」



「出会った人との縁を大切にしてアイヌ文化 を楽しく発信していきたい」と言う床さん

の上演がスター ト。カムイの中で も特別な神とされ てきた「ホロケウ カムイ」(エゾオ オカミ)をテーマ にしたオリジナル 作品です。

阿寒アイヌ工芸 協同組合理事で舞 台監督を務める床 州生さんは「アイ ヌの文化を尊重 し、愛情を注いで くれる人たちと作った舞台。本当にいい仕事ができた」と満足げに語ります。この演目によって、イコロでは20、30歳代の観客が増え、新しい客層が開拓されました。映像や音楽の工夫、世界の少数民族を撮影してきた写真家ヨシダナギ氏による迫力ある写真、さまざまなプロモーション活動など、ねらいどおりの成果を上げています。

床さんが関わったもう一つの新しい取り組みが、同年7月にスタートした夜の阿寒湖の森を散策するナイトウォーク「KAMUY LUMINA」*2です。阿寒湖に伝わるフクロウと小鳥のカケスのアイヌ伝説の物語を、光と音、プロジェクションマッピングで幻想的に演出したプログラムで、体験型の夜のアクティビティの一つとなりました。

さらに10月には東京で「アイヌ クラフツ 伝統と革新―阿寒湖から―」が開催されました。これはデザインとクラフトの橋渡しをテーマに、衣類や家具、雑貨などのアイテムを展開する「ビームス」のレーベル「フェニカ」と、阿寒湖に住む若手作家がコラボレーションして、2年ほど前から進めてきた商品づくりのプロジェクトで、完成したバッグやアクセサリー、木工製品などを販売し、ほぼ完売になるほどの大盛況でした。

このほかにもいろいろな取り組みがあり、阿寒湖温 泉地区では、アイヌの伝統を生かしつつ、多様な人た ちと共同して、独創的なアイヌ文化を創り出し、発信 していこうといううねりが起きているのです。

交付金を活用して、さらなる充実を

2019年5月にアイヌ施策推進法が施行され、文化 振興や福祉施策、地域振興、産業振興、観光振興など を支援する交付金制度がスタートしました。釧路市も 5カ年のアイヌ施策推進地域計画を策定し、同年9

% 2 「KAMUY LUMINA」

カナダ・モントリオールに本拠地を構える最先端のマルチメディア・エンターテイメント・カンパニー、モーメント・ファクトリー社と阿寒湖温泉地区に住むアイヌの人たちが一緒につくり上げた体験型のプログラム。2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっており、2021年に再開予定。

月に認定を受け、昨年度から交付金を活用した事業が スタートしています。

例えば、好評を博した「ロストカムイ」は1年ほど上演した後、交付金を活用したアイヌ文化関連観光プロモーション事業として、内容をブラッシュアップしました。演出家に夏木マリ氏を招いて、ダンサーも女性から男性へ、夏木氏自らによるナレーションも加わりました。当初からリニューアルを考えてはいたものの、「ロストカムイ」を鑑賞した夏木氏自身からの声がけがあったそうで「成功していたプログラムだったので悩みましたが、思い切ってお願いすることにしました」と床さん。夏木氏との出会いは、舞台に立つ心構え、どのように舞台を作り込んでいくのかなど、さまざまな気付きがあったと言います。

また、アイヌ文化フェスティバル開催事業として、2020年2月15、16日に、互いに交わるという意味のアイヌ語を用いた「阿寒ユーカラ ウタサ祭り」を阿寒湖氷上で開催。初日は、阿寒アイヌを代表する歌い手や踊り手たちとアイヌ文化を愛する和人アーティストたちによるライブセッション、2日目は阿寒アイヌの母娘によるユーカラ(口承文芸)の披露と語りな

音楽専門チャンネルでも放送された「ウタサ祭り」の初日のライブ(下)。 2日目は心に響く母と娘の語りなど、アイヌ文化を深く掘り下げる内容となった(写真提供: 阿寒アイヌ工芸協同組合)

どが行われました。この模様の一部は、動画サイト「YouTube」で視聴できます。画面からは会場の熱気とともに、アイヌと和人が互いに交わって次第に一つになっていく様子が伝わってきます。この祭りにも関わった床さんは「アイヌ文化を伝えるために、継続できるプログラムにしていきたかった。自分たちで完結するのではなく、映像に残して発信する。交付金は税金ですからよく費用対効果と言われますが、お祭りをして終わりましたではなく、その奥に物語が続いていくようなことをやっていかなければいけない」と、若い世代を意識した思いがあるようです。

かつて古式舞踊などを披露していた阿寒湖アイヌコタンにあるオンネチセも、伝統的な儀式体験、木彫や刺しゅう、ムックリなどの製作体験、アイヌ料理体験などができる空間として改修が進んでいます。

この8月からは「Anytime, Ainutime!」をコンセプトに、地元アイヌが案内してくれる阿寒湖アイヌ文化ガイドツアーもスタートしています。森の散策やムックリの演奏体験、刺しゅうや木彫体験などが楽しめるプランで、アイヌ料理が味わえるオプションもあります。このツアー商品のPRや人材育成、環境整備などにも交付金が活用されています。

このガイドツアーの背景には、2017年度から北海道観光振興機構の補助金を活用して、3カ年にわたって道内6地域のアイヌ民族関係団体らが、各地のアイヌ文化や観光資源をつなぐ広域の周遊ルート「ユーカラ街道」づくりを目指して、それぞれの体験プログラムを検討してきた経緯があります。その蓄積を生かして商品化にこぎつけ、有効に交付金を活用した例といえます。一方で、アイヌ政策推進交付金は市町村が対象のため、「ユーカラ街道」のような広域的な事業での展開が難しいことは、交付金制度の今後に向けた課題の一つといえるでしょう。

釧路市では、阿寒湖温泉地区だけでなく、旧釧路市



アイヌが案内役となり、森の中などを散策する阿寒湖アイヌ文化ガイドツアー(写真提供:阿寒アイヌ工芸協同組合)

の春採生活館などを核に、高齢者が保有するアイヌの 文化知見を伝承・共有化する事業や、釧路市立博物館 アイヌ文化展示コーナー強化事業なども進められてい ます。ユニークなところでは、神々に逢える釧路市動 物園整備事業として「イオマンテ(熊の霊送り)」や、 アイヌの人々の暮らしと野生動物について紹介するプログラムの検討、その実施の場の環境整備や園内のチセと小熊の家の整備などがあります。知恵を絞って交付金を活用していこうという意欲がうかがえます。

これらは交付金事業のほんの一部ですが、こうした さまざまな事業が展開できる背景には、阿寒湖アイヌ コタンの歴史と蓄積、アイヌと和人が一緒にまちづく りを担ってきた時間があったからといえるでしょう。

「昔はアイヌと和人が反発していたこともありましたが、将来に向かってまちづくりを一緒に取り組む動きで変化が出てきました。そこではリーダーとしての大西雅之さん(阿寒観光協会まちづくり推進機構理事長)の役割は大きいですね。彼がリーダーになってから、本当に仲が良くなりました」と西田さん。また、床さんは「イコロの踊り手には、アイヌでない人もいます。アイヌ文化に対して愛情や尊敬する気持ちがあれば、

舞台に立つ人はアイヌにこだわっていません」と、ア イヌ文化を伝えていく担い手を広く捉えています。

床さんが「阿寒のアイヌはハイブリッドなところがある」と言うように、異種のものを組み合わせて、新しいものを創り出す気風が育まれてきたようです。道内各地からやってきたアイヌが結集していることもその要因の一つでしょう。

阿寒湖温泉地区では、アイヌと和人が寄り添って、 アイヌ文化を伝承・発展させながら、基幹産業である 観光産業を活性化させ、まちづくりに取り組んできた といえるでしょう。

アイヌ施策推進法の制定とウポポイの開業によって アイヌ政策は新しい段階に入りました。これまでの文 化振興や福祉施策に加えて、地域振興、産業振興、観 光振興に向けた施策をアイヌの人々に寄り添いながら 具体的にどのように進めていくのか、新たな政策に向 けて、幅広い地域で挑戦が始まっています。阿寒湖温 泉地区における共生の歴史と経験は、多くの地域に とって一つの参考になるのではないでしょうか。

アイヌが歩む。アイヌと歩む。ウポポイ

ウポポイ(民族共生象徴空間)とは



NATIONAL AINU MUSEUM and PARK 民族共牛象徵空間 私たちの国の貴重な文化でありながら

存立の危機にあるアイヌ文化の復興・発展のための拠点となる ナショナルセンターです。

愛称「ウポポイ」について:「ウポポイ」はアイヌ語で「(おおぜいで)歌うこと」を意味します。

ウポポイ(民族共生象徴空間) 当面の入場に関するお知らせ ~新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場日の予約をお願いします

チケット購入、予約のしかた "一般大人・有料" の例 事前に入場券と博物館入館の予約が必要です。

■「ウポポイ1日券」と「入館整理券」が必要

必要なのは、日付を指定した「ウポポイ1日券」(1,200円)と、国立アイヌ 民族博物館の「入館整理券」(無料)の2種類です。ウポポイ1日券だけでは 博物館に入れません。新型コロナウイルス対策で、館内にいる人数を常時 100人程度に保つため、1時間刻みの予約制にしています。

- 当面の入場に関するお知らせ https://ainu-upopoy.jp/notice-opening/ ウポポイ1日券は、平日2,000人、土日祝日2,500人を超えなければ当日、現 地でも買えますが、博物館は事前予約がないと見学できません。
- 博物館以外の屋内プログラム鑑賞には整理券が必要

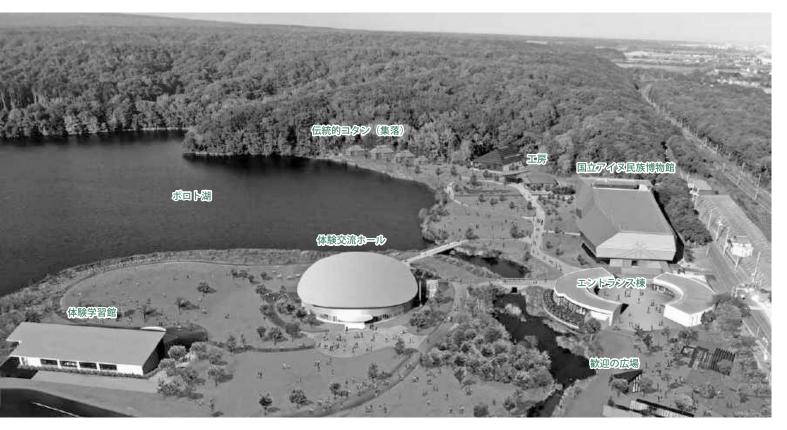
体験交流ホールでの短編映像上映、伝統芸能の上演、体験学習館での楽器演奏や紙人形劇などの見学や鑑賞には整理券が必要です。 いずれも各施設の前で配布しています。

ホームページ https://ainu-upopoy.jp/

問い合わせ / (公財) アイヌ民族文化財団 民族共生象徴空間運営本部 白老事務所:0144-82-3914、札幌事務所:011-206-7427

(民族共生象徵空間)





いま本当に求められる 地域政策とは

性があるー

これを受けて安倍

多くの自治体が消滅する可能

小磯修一・村上の二〇一四年、日本創成会議のレポートが全国に大きな衝撃を与えた。出生率の低い東京圏への若い女性出生率の低が東京圏への若い女性の流入が深刻な人口減少をもたらの流入が深刻な人口減少をもたら

策に、地方自治体はどう対応して政権が打ち出した「地方創生」政

からの地域政策を構想する。

目治体現場の声を掬い上げ、これいったのか。丹念な調査を通じて

中核都市群は、札幌市、旭川市、函館市、釧路市、帯広市、北見市の6市、中心都市群は、苫小牧市、小樽市、江別市、宝蘭市、千歳市、岩見沢市、庭庭市、北広島市、石谷市、登別市、網走市、白老町の11市1町、地方中心都市群は、滝川市、稚内市、伊達市、名寄市、根室市、新ひだか町、紋別市、留萌市、富良野市、中標津町、渓川市、遠軽町、土別市、余市町、砂川市、八雲町、俣知安町、岩内町、浦河町、江差町、羽幌町の11市10町、別辺地域はそれ以外である。

地方創生については、突然国から示されたことから、地方の現場では、戸惑いや不満の声も多く聞かれる。一方で、地方創生という言葉は、地域の活性化を目指す取り組みとして人口に膾炙してきている。そこには、本格的な人口減少、超高齢時代に地方が疲弊することなく活力を持って生き抜いてほしいという人々の強い期待が感じられる。……より幅広い視点から地方創生を見つめ直し、次世代につながる政策構築に向けて少しでも役に立ってほしいというのが、我々の思いである。

――はしがきより

が大人の制

れからの地域政策





П

П

П

П

国営滝野すずらん丘陵公園

9月6日(日)、13日(日)、20日(日)、27日(日)

滝野の森おさんぽガイド

公園ボランティア「滝野の森クラブ」の方々の案内で滝 野の森ゾーン西エリア"自然博物館"を散策します。少 人数ごとにガイドがついてご案内します。

- ●参加費 無料(入園料・駐車料金は別途)
- ●場 所 森の情報館
- ●時 間 10:30~ (90分~120分)

●定 員 4組(予約受付。当日空きがあれば受付可能) ※申し込み先: 滝野管理センター (011-594-2222)、HP。 新型コロナウイルス感染対策として1組最大4名まで。 5名以上は2組に分かれて実施いたします。

9月26日(土)

滝野満喫ノルディックウォーキングツアー

ノルディックウォーキング経験者向けに、インストラク ターと公園スタッフが同行し秋の滝野公園の様子を感じ られるイベントです。

- ●参加費 100円/名·保険料(入園料·駐車料金は別途)
- ●場 所 東口休憩所(受付)
- ●時 間 10:00~12:00 (受付9:30~10:00)
- ●定員 15名(5日前までに申し込み)

※申し込み先: 滝野管理センター (011-594-2222)、FAX (011-594-2230)

新型コロナウイルス感染対策のため、氏名、連絡先等の 確認、密の状況を防ぐため昼食を取らずに終了します。

9月27日(日)

森の楽校

自然散策やクラフトを通じて森の遊び方や楽しみ方を伝 えるプログラムを体験できます。自然散策テーマは森で 色探し、クラフトは森の壁飾りです。

- ●参加費 200円/クラフト参加者のみ(入園料・駐車 料金は別途)
- ●場 所 森の交流館
- ●時 間 10:30~12:30
- ●定 員 4組(予約受付。当日空きがあれば受付可能) ※申し込み先:滝野管理センター(011-594-2222)、HP。

新型コロナウイルス感染対策として1組最大4名まで。ク ラフト開催時に飛沫感染防止対策を講じて実施いたします。

8月31日(月)現在

令和2年8月27日(木)、滝野公園内の監視カメラの映 像で、ヒグマらしき姿が確認されました。これに伴い、 安全を確認するため、臨時閉園をしております。

※現在調査中につき、再開園の見通しはたっておりま

ホームページ (URL: http://www.takinopark.com/) 内でご確認いただくか、滝野公園案内所(011-592-3333) までお問い合わせください。



✓◎ 研究所だより ◎◎

大勢で盛り上がるお祭りやイベントは、旅行目 的の一つですが、今年は多くの催しが中止となり ました。人々が安心して地方の観光地を訪れるこ とができるよう、受入れ環境を整えていく必要が あります。ただ、今後も感染症対策が常態化して いけば、密集した観光地を避けるなど、旅行者の 目的や行動も変容することが考えられます。もと より、少なくない費用と時間を費やす旅行の醍醐 味とは、見たこともない風景や文化、生き方等に 接し、自らの人生観を豊かにすることです。湯治 なども、その地に出向かなければ得ることのでき ない体験の一つでしょう。北海道にも各地に「名 湯百選」がありますが、日本最北の地にある豊富 温泉は、大正15年の開湯で、油分を含んだ濁った 温泉が皮膚疾患に効能があることで知られていま す。近年は、アトピーの療養等を目的に、若い世 代も訪れています。伝統に頼ってばかりではあり ません。老舗の川島旅館では、豊富町産の牛乳を 原料としたプリンや「フレーバーバター」を商品 化しており、東京の百貨店等でも好評です。地域 に固有の価値を大切にしながら、持続的な観光に 向けて取り組んでいる地域を応援していきたいと 思います。 (黒﨑)

● マルシェノルド バックナンバー

第1号 「地域経済の自立に向けて」(99年9月25日発行)

第2号 「北海道ツーリズムを考える」(00年1月25日発行)

第3号 「都市と商業」(00年6月25日発行)

第4号 「循環型社会を目指して」(00年10月25日発行)

第5号 「地域とアート | (01年2月25日発行)

第6号 「地域とIT」(01年6月25日発行)

第7号 「北海道の食産業を考える」(01年10月25日発行)

第8号 「NPOのあり方を考える」(02年2月25日発行)

第9号 「北のものづくり」(02年8月25日発行)

第10号 「地域経済の自立的発展と観光産業」(03年2月25日発行)

第11号 「地域景観とまちづくり」(03年8月25日発行)

第12号 「地域と大学」(04年2月25日発行)

第13号 「北海道らしいエコツーリズムを考える」(04年8月25日発行)

第14号 「地域ブランドの時代」(05年2月23日発行)

第15号 「地域と医療 | (05年8月25日発行)

第16号 「北海道発 産消協働 | (06年2月24日発行)

第17号 「地域とスポーツ」(06年8月25日発行)

第18号 「地方都市の再生」(07年2月23日発行)

第19号 「地域と農業」(07年8月25日発行)

第20号 「地域と図書館」(08年2月25日発行)

第21号 「脱温暖化と地域 | (08年8月25日発行)

第22号 「社会的企業と地域の活性化」(09年3月24日発行)

第23号 「食の安全と北海道」(09年8月25日発行)

第24号 「森林と地域再生 | (10年2月23日発行)

第25号 「地域と福祉 | (10年8月25日発行)

第26号 「企業の力と地域の活性化」(11年2月24日発行)

第27号 「地域航空を考える」(11年8月25日発行)

第28号 「震災復興と地域」(12年2月24日発行)

第29号 「地域と金融」(12年8月27日発行)

第30号 「地域と再生可能エネルギー」(13年2月25日発行)

第31号 「沖縄と北海道 | (13年8月26日発行)

第32号 「東北と北海道」(14年2月25日発行)

第33号 「地域とバックアップ機能」(14年8月25日発行)

第34号 「地域と公共交通」(15年2月24日発行)

第35号 「インバウンドと地域戦略」(15年8月25日発行)

第36号 「進化する『道の駅』|(16年2月25日発行)

第37号 「地域の建設業を考える」(16年8月25日発行)

第38号 「地方創生」(17年2月27日発行)

第39号 「長寿社会と地域」(17年8月25日発行)

第40号 「地域間連携」(18年2月26日発行)

第41号 「シェアリングエコノミーと地域の活性化」(18年8月27日発行)

第42号 「進化する図書館」(19年2月25日発行)

第43号 「国際協力と地域経済の活性化」(19年8月26日発行)

第44号 「外国人との共生社会を考える」(20年2月25日発行)

●「マルシェ: marché」とはフランス語で市場のことで、同音の「マルシェ: marcher」には歩む、行進する、進歩するという意味もあります。北海道(ノルド: nord=北)が、多くの人々が集い、交流し、活気あふれる地域へ発展するようにとの願いを込めて、「開発こうほう」の地域経済レポート特集号として「マルシェノルド」(年2回、9・3月号を予定)をお送りします。地域を考えるきっかけとなるように、毎号、地域経済特有のテーマを取り上げてまいります。

March.2020 **No.685**

編集後記

私が阿寒湖温泉のまちづくりのお手伝いを始めて20年になります。当初のまちづくりプランの住民検討会で、アイヌのメンバーから「まりも家族憲章」をつくろうという声が上がりました。アイヌの共生の精神を長期計画の理念にしようという提案でした。今回の取材では、その理念が幅広い活動にしっかり根づいてきていることを感じることができました。(S.K)

白老町にできたウポポイ(民族共生象徴空間)、 釧路市の阿寒湖アイヌコタンやアイヌシアター「イコロ」など、取材をとおしてアイヌ文化に触れ合う ことができ、洗練された高い芸術性に驚きの連続で した。そして、自然を大切にする心やすべてのもの に命が宿る考え方など、いまを生きる私たちへの教 えがあり、コロナ禍の中で改めて生活を見直すきっ かけになりました。(S.M)

●開発**こうほう**/地域経済レポート特集号|**KAIHATSUKOHO**

マルシェノルド

●ご意見・ご感想をお寄せください。

(一財) **北海道開発協会広報研修出版部**

〒 001-0011 札幌市北区北 11 条西2丁目セントラル札幌北ビル TEL:011 (709) 5212 E-mail:pr@hkk.or.jp ●(一財)北海道開発協会では、賛助会員を募集しています。 詳しくは、ホームページをご覧ください。

開発こうほう 第685号 令和2年9月4日

発 行 (一財) 北海道開発協会

編集協力小磯修二

印 刷 所 (株) 須田製版 不許複製

https://www.hkk.or.jp/

ベストな道路環境のために

- ▶土木工事全般
- ●道路維持管理業務
- ●排水構造物清掃
- ●産廃物収集運搬及び中間処理
- ●TVカメラ調査・管更生
- ●除排雪業務



HRM HOLDINGS GROUP



HKM 北海道ロードメンテナンス株式会社

末治 代表取締役名誉会長 大野 代表取締役社長 米野 孝之

〒060-0031 札幌市中央区北 1 条東12丁目22番地 電話(011) 241-1692 SUSTAINABLE FAX (011) 241-7774

真駒内事業所

札幌市南区真駒内52番地 電話(011) 592-6512

発寒事業所

札幌市西区発寒15条12丁目1-25 電話(011) 665-3259

北見事業所

北見市東相内町110番地17 電話(0157) 36-9811

資産運用のことは、私たちにご相談ください。

私たち三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、 グローバルな視点で世界を見渡して いまを分析し、その先に思いを馳せます。 そしてそのうえで、お客さまにとって最適なプランを しっかりと、きめ細やかにご提案します。

大切なものを、あなたと。



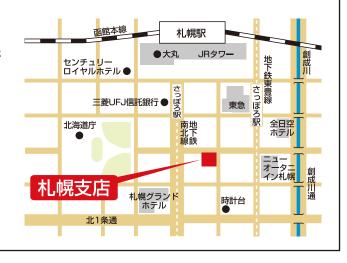
三菱UFJモルガン·スタンレー証券

www.sc.mufg.jp

札幌支店

札幌市中央区北二条西3-1 TEL 011 (261) 7131

地下鉄南北線さっぽろ駅より徒歩2分 北3条通りと時計台通りの交差点角







- THEME -



自然の恵みに感謝して・・・。
日々の営みを今に伝えていく。
日々の営みを今に伝えていく。







〒001-0011 札幌市北区北11条西2丁目セントラル札幌北ビル TEL (代表) 011-709-5211